

議決権行使基準の改正について

第一生命保険は、国内上場株式に関する議決権行使基準について、以下のとおり一部改正を行います。

1. 独立性の低い社外取締役・社外監査役等の選任【2020年4月の株主総会より適用開始】

<変更前>

- 証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。ただし、他に独立性基準を満たす独立社外取締役がいる場合は賛成する。なお、独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 社内取締役、社内監査役等の3親等以内の親族である場合

(イ) 保有株式比率15%以上の大株主である団体の出身者である場合（ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員・非常勤役員である場合を除く）

（いずれも東証一部上場企業のみが対象）

<変更後>

- 証券取引所に独立役員として届出している候補者および届出を予定している候補者については、その独立性が一定の水準を満たさない場合、原則として反対する。~~（削除）ただし、他に独立性基準を満たす独立社外取締役がいる場合は賛成する。なお、独立性が「一定」の水準を満たさないとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。~~

(ア) 社内取締役、社内監査役等の3親等以内の親族である場合

(イ) 保有株式比率15%以上の大株主である団体の出身者である場合（ただし、大株主である団体から退職後3年以上経過している場合、または、大株主である団体の社外役員・非常勤役員である場合を除く）

(ウ) (新設) 社外取締役・社外監査役等としての通算在任期間が12年以上（※1）の場合

※1：3年以上の空白期間があれば、通算しない

（いずれも東証一部上場企業のみが対象）

- ◆ 独立役員の独立性基準として新設となる長期在任基準については、候補者の選任に一定の準備期間が必要と考えられることから2020年4月の株主総会より適用開始とします。

2. 業績不振企業における取締役選任議案【2019年4月の株主総会より適用開始】

<変更前>

- 以下のいずれかに該当する場合、該当期間中（ROE基準は5期、それ以外は3期）継続して代表取締役として在任の取締役選任議案について、原則として反対する。
 - ・直近3期連続営業赤字（連結）
 - ・直近3期連続経常赤字（連結）
 - ・直近3期連続最終赤字（連結）
 - ・直近5期連続ROE2%未満（連結）

上記の業績基準に該当する場合、役員報酬額の増枠・役員賞与の支給議案についても、原則として反対する。

<変更後>

- 以下のいずれかに該当する場合、該当期間中（ROE基準は5期、それ以外は3期）継続して代表取締役として在任の取締役選任議案について、原則として反対する。
 - ・直近3期連続営業赤字（連結）
 - ・直近3期連続経常赤字（連結）
 - ・直近3期連続最終赤字（連結）
 - ・直近5期連続ROE3%未満（連結）

上記の業績基準に該当する場合、役員報酬額の増枠・役員賞与の支給議案についても、原則として反対する。

- ◆ ROE基準については、2019年4月の株主総会より適用開始としますが、企業業績の動向を踏まえつつ、継続的な見直しを検討して参ります。

3. 取締役会・監査役会等への出席率の低い社外監査役等の再任【2019年4月の株主総会より適用開始】

<変更前>

- 社外監査役等については取締役会と監査役会等の合計の出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。
(東証一部上場企業のみが対象)

<変更後>

- 社外監査役等については取締役会と監査役会等のそれぞれの出席率が直近1年間で75%に満たない場合、原則として反対する。
(東証一部上場企業のみが対象)

以上

※：議決権行使基準の詳細

http://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ssc_001.pdf